

(六)

| 番号 | 障がい児通所支援事業者記入欄 | |
|----|---------------------|-------|
| 1 | 事業者及びその事業所の名称 | |
| | 支援の内容 | |
| | 契約支給量 | |
| | 契約日 | 年 月 日 |
| | 当該契約支給量によるサービス提供終了日 | 年 月 日 |
| | 支援提供終了月中の終了日までの既提供量 | |
| 2 | 事業者及びその事業所の名称 | |
| | 支援の内容 | |
| | 契約支給量 | |
| | 契約日 | 年 月 日 |
| | 当該契約支給量によるサービス提供終了日 | 年 月 日 |
| | 支援提供終了月中の終了日までの既提供量 | |

(七)

| 番号 | 障がい児通所支援事業者記入欄 | |
|----|---------------------|-------|
| 3 | 事業者及びその事業所の名称 | |
| | 支援の内容 | |
| | 契約支給量 | |
| | 契約日 | 年 月 日 |
| | 当該契約支給量によるサービス提供終了日 | 年 月 日 |
| | 支援提供終了月中の終了日までの既提供量 | |
| 4 | 事業者及びその事業所の名称 | |
| | 支援の内容 | |
| | 契約支給量 | |
| | 契約日 | 年 月 日 |
| | 当該契約支給量によるサービス提供終了日 | 年 月 日 |
| | 支援提供終了月中の終了日までの既提供量 | |

(八)

| 番号 | 障がい児通所支援事業者記入欄 | |
|----|---------------------|-------|
| 5 | 事業者及びその事業所の名称 | |
| | 支援の内容 | |
| | 契約支給量 | |
| | 契約日 | 年 月 日 |
| | 当該契約支給量によるサービス提供終了日 | 年 月 日 |
| | 支援提供終了月中の終了日までの既提供量 | |
| 6 | 事業者及びその事業所の名称 | |
| | 支援の内容 | |
| | 契約支給量 | |
| | 契約日 | 年 月 日 |
| | 当該契約支給量によるサービス提供終了日 | 年 月 日 |
| | 支援提供終了月中の終了日までの既提供量 | |

(九)

注意事項欄

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 2 サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者に提示してください。
- 3 医療型児童発達支援を受けようとするときは、この証に医療保険の被保険者証及び肢体不自由児通所医療受給者証を添えて、指定医療型児童発達支援事業所に提示してください。
- 4 サービス等を受けるときに支払う金額は、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が、サービス等に要した費用(食費、光熱水費等を除く。)の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額)です。ただし、五面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります(個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。)。なお、基準該当通所支援を受ける場合等は春日井市障がい福祉課にお問い合わせください。
- 5 負担上限月額については、毎年通所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を春日井市障がい福祉課に提出してください。
- 6 給付決定期間を経過したときは障害児通所給付費等の支給を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に、春日井市障がい福祉課にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

(十)

注意事項欄

- 7 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をすることができます。また、他の種類のサービスを受ける必要がある場合は、春日井市障がい福祉課に支給申請をしてください。
- 8 この証の一、五面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて春日井市障がい福祉課にその旨を届け出てください。
- 9 給付決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、春日井市障がい福祉課にご連絡、ご相談ください。
また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、春日井市障がい福祉課に届け出てください。
- 10 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに春日井市障がい福祉課に返してください。
- 11 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を春日井市障がい福祉課に返してください。
- 12 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
- 13 給付決定の内容欄に記載されていないサービスについての支給は受けられません。